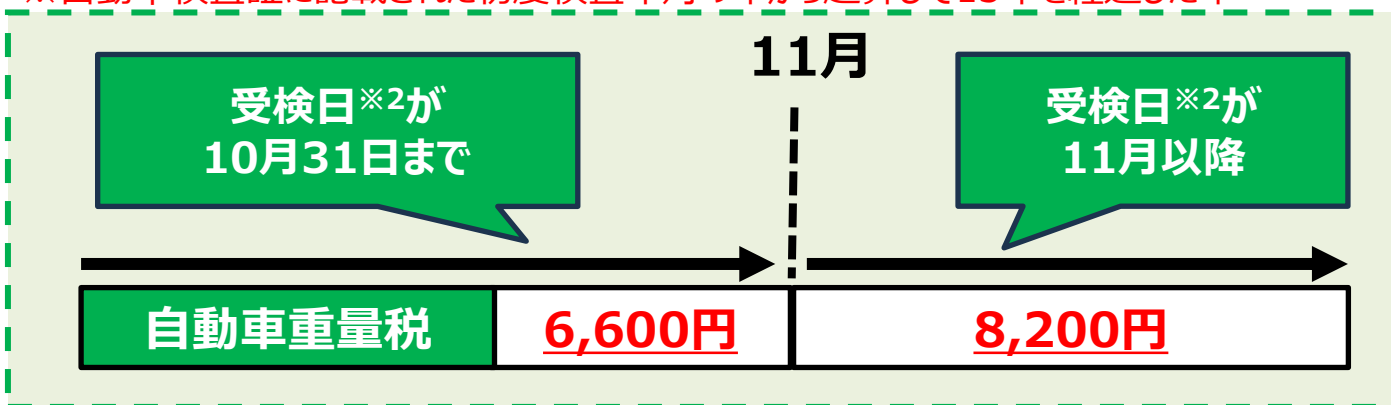


租税特別措置法施行令改正※¹に伴い
13年経過又は18年経過の軽自動車
にかかる自動車重量税の重課適用月が
12月から**11月に変更**されます

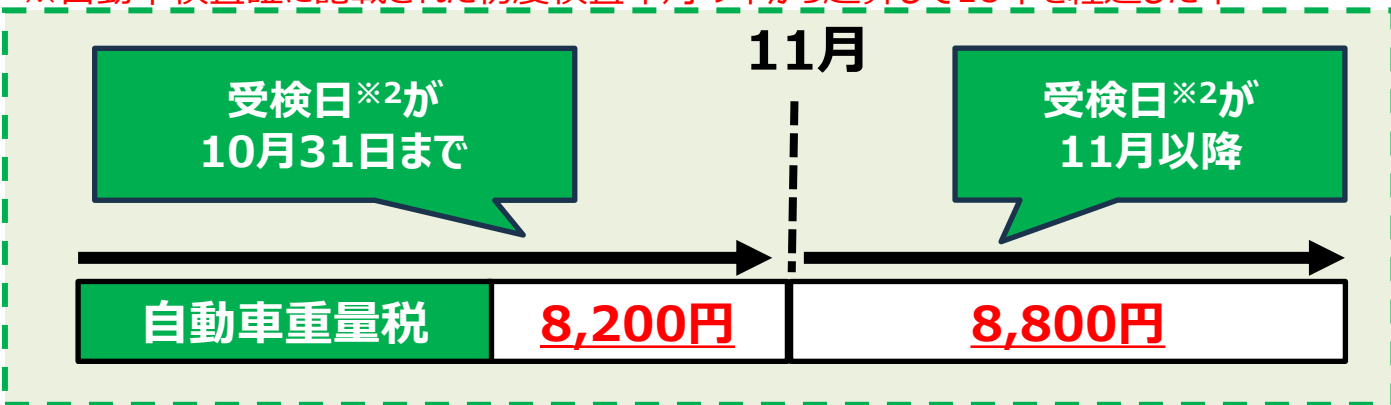
【13年経過となる自家用車の例】

※自動車検査証に記載された初度検査年月の年から起算して13年を経過した年



【18年経過となる自家用車の例】

※自動車検査証に記載された初度検査年月の年から起算して18年を経過した年



※1 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第127号）

※2 自動車検査証の交付又は返付を受ける日（OSSにあっては検査記録日）

自動車重量税の額については、
「次回自動車重量税額照会サービス」にてご確認ください。
<https://www.kei-nextmvt.jp/>

